

不正請託及び金品等の授受の禁止に関する法律の主要内容に対するご案内

2016年10月17日

2015年3月27日に公布され、2016年9月28日から施行されている『不正請託及び金品等の授受の禁止に関する法律』の主要内容を下記のとおりご案内させていただきます。

本資料は、国民権益委員会が発表した資料を翻訳したもので、本法律の内容を実務に適用するときには専門家に御相談なさることをお勧め致します。

不正請託及び金品等の授受の禁止に関する法律

I 推進背景及び経過

1. 推進背景

- ・ 公共部門の腐敗により、政府の信頼低下及び対外信頼度の下落が懸念される。
 - ※ 2014年に実施された権益委の腐敗認識度調査の結果、一般国民の62.8%が「韓国社会は腐敗している」と回答した。
- ・ 刑法や公職者倫理法等、既存の腐敗防止に関連する法律の限界を補完し、不正請託及び金品等の授受の禁止のための総合的な統制送致を法制化する。
- ・ OECD等グローバルスタンダードに相応しい公職者の行為規範と基準を具体化して、先進国レベルの腐敗予防システムを構築する必要がある。

2. 推進経過

- ・ 2011年6月14日：国務会議（＝閣議）で「公正社会の実現、国民と共にする精錬拡散方案」の報告時に、立法の必要性を提起
 - ※ 公開討論会（2011年10月、2012年2月）、韓国法制研究院の法制分析支援研究（2012年4月～7月）、光州・大田・釜山等圏域別に対国民法案説明会の開催（2012年4月～5月）
- ・ 2012年5月7日から2013年7月30日：政府立法手続を進行
 - 関係機関の意見の照会・協議、立法予告、次官会議、国務会議の議決
- ・ 2013年8月5日：政府案を国会に上程
- ・ 2015年1月12日：国会政務委員会の全体会議で議決
- ・ 2015年3月3日：国会法制司法委員会及び本会議で議決
- ・ 2015年3月24日：国務会議で議決
- ・ 2015年3月27日：公布
- ・ 2016年9月28日から施行

II 法律案の主要内容

1. 適用対象

1) 適用対象機関

- 憲法機関、中央行政機関、地方自治団体、市・道教育庁、公職有閑団体等すべての公共機関
- 各学校、『私立学校法』による学校法人、『言論仲裁及び被害救済等に関する法律』第2条第12号によるマスコミ

2) 適用対象者：公職者又は公的業務への従事者

- 公職者等：国家・地方公務員、公職有閑団体・公共機関の長と役員及び社員、各学校の長と教職員及び学校法人の役員及び社員、マスコミの代表者とその役員及び社員
- 公職者等の配偶者
- 公務遂行私人：公共機関の意思決定等に参加する民間人
 - ※ 公務遂行私人の4つの類型
 - 各種の委員会に参加する民間委員
 - 公共機関の業務の委任・委託を受けた者
 - 公共機関に派遣勤務する民間人
 - 審議・評価業務を担当する外部専門家等
- 一般国民：公職者等に不正請託をしたり、授受禁止金品等を提供したりした民間人

2. 不正請託の禁止

1) 不正請託行為の類型

- いかなる者でも職務を遂行する公職者等に対する直接又は第三者を通じた不正請託を禁止
- 不正請託に関する判断基準を提示するため、不正請託の行為を15タイプに具体化
- また、国民の正当な権利主張の萎縮を防止するため、公開的な方法で請託する場合等、不正請託の7つの例外事由を規定

不正請託の禁止規定（第5条第1項）

第5条（不正請託の禁止）① いかなる者も職務を遂行する公職者等に直接又は第三者を通じて、次の各号のいずれかに該当する不正請託をしてはならない。

1. 認可・許可・免許・特許・承認・検査・検定・試験・認証・確認等、法令（条例及び規則を含む。以下、同様）で一定の要件を定めておき、職務関連者から申請を受けて処理する職務に対し、法令に違反して処理するようにする行為
2. 認可又は許可の取消・租税・負担金・過料・課徴金・履行強制金・犯則金・懲戒等、各種の行政処分又は刑罰賦課に関して、法令に違反して減軽・免除しようとする行為
3. 採用・昇進・転補等、公職者等の人事に関して、法令に違反して介入したり、影響を及ぼすようにする行為
4. 法令に違反して各種の審議・議決・調整委員会の委員、公共機関が主管する試験・選抜委員等、公共機関の意思決定に関与する職位に選定又は脱落するようにする行為
5. 公共機関が主管する各種の授賞・褒賞・優秀機関選定又は優秀者の選抜に関して、法令に違反して特定の個人・団体・法人が選定又は脱落するようにする行為
6. 法令に違反して、入札・競売・開発・試験・特許・軍事・課税等に関する職務上の秘密を漏洩するようにする行為
7. 契約関連の法令に違反して、特定の個人・団体・法人が契約の当事者として選定又は脱落するようにする行為
8. 補助金・奨励金・拋出金・出資金・交付金・基金等の業務に関して、法令に違反して特定の個人・団体・法人に割当・支援したり、投資・預置・拋出・出資するよう介入したり、影響を及ぼすようにする行為
9. 公共機関が生産・供給・管理する財貨及び役務を、法令で定める価格又は正常な取引慣行から外れて、特定の個人・団体・法人に売却・交換・使用・収益・占有するようにする行為
10. 各学校の入学・成績・遂行評価等の業務に関して、法令に違反して処理・操作するようにする行為
11. 兵役判定検査・部隊配属・補職付与等兵役関連の業務に関して、法令に違反して処理するようにする行為
12. 公共機関が実施する各種の評価・判定業務に関して、法令に違反して評価又は判定するようしたり、結果を操作したりするようにする行為
13. 法令に違反して、行政指導・取締り・監査・調査対象から、特定の個人・団体・法人が選定・排除されるようしたり、行政指導・取締り・監査・調査の結果を操作したり、又はその違法事項を黙認するようにする行為
14. 法令に違反して、事件の捜査・裁判・審判・決定・調整・仲裁・和解又はこれに準ずる業務を処理するようにする行為
15. 第1号から第14号までの不正請託の対象となる業務に関して、公職者等が法令によって付与された地位・権限を外れて行使したり、権限に属しない事項を行使するようにする行為

② 第1項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法を適用しない。

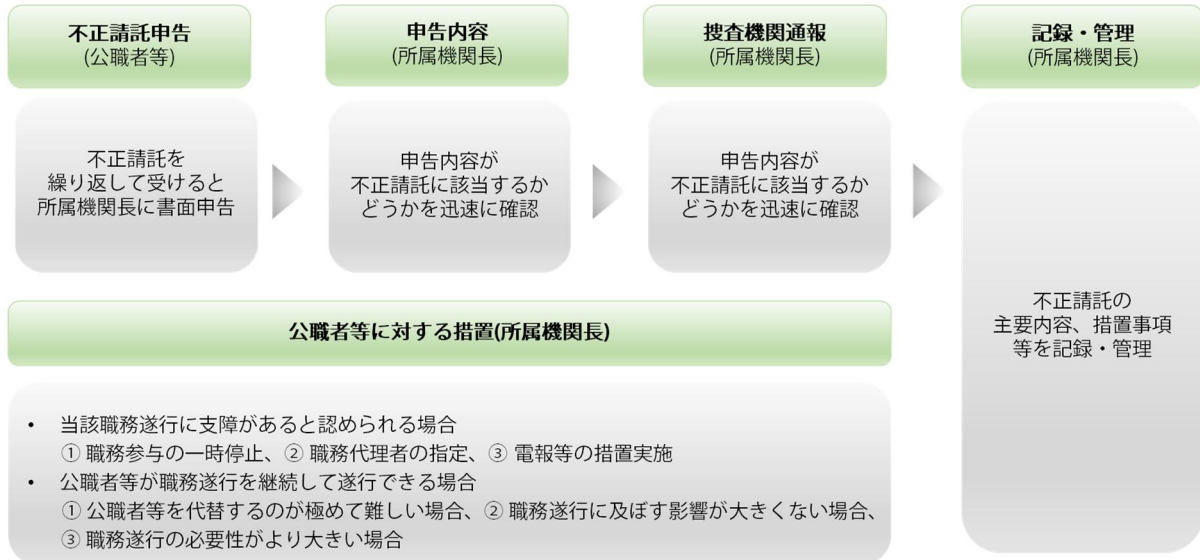
1. 『請願法』、『民願(=行政官庁に対する申請や要望、陳情) 事務処理に関する法律』、『行政手続法』、『国会法』及びその他の法令・基準(第2条第1号ロ目からホ目までの公共機関の規定・社規・基準を含む。以下、同様である)で定める手続・方法により、権利侵害の救済・解決を要求したり、それに関連する法令・基準の制定・改正・廃止を提案・建議する等、特定の行為を要求する行為
2. 公職者等に特定の行為を公開的に要求する行為
3. 選出職公職者・政党・市民団体等が公益的な目的で第三者の苦情民願を伝達したり、法令・基準の制定・改正・廃止又は政策・事業・制度及びその運営の改善等に関して提案・建議する行為
4. 職務を法定期限内に処理してくれることを公共機関に申請・要求したり、その進行状況・措置結果等に対して確認・問合せ等をする行為
5. 職務又は法律関係に関する確認・証明等を申請・要求する行為
6. 質疑又は相談形式によって職務に関する法令・制度・手続等に対して、説明や解釈を要求する行為
7. その他、社会商規に違反しないものと認められる行為

2) 違反時の制裁

行為の主題		構成要件		制裁のレベル
		類 型		
利害当事者		利害当事者が直接不正請託する場合		制裁なし
		第三者を通じて不正請託する場合		1千万ウォン以下の過料
第三者	私人	第三者のために不正請託する場合		2千万ウォン以下の過料
	公職者等	公職者等 第三者のために不正請託する場合		3千万ウォン以下の過料
公職者		公職者の不正請託に応じて職務処理		2年以下の懲役 2千万ウォン以下の罰金

- ・ 利害当事者が自分の仕事について公職者等に直接不正請託する行為は禁止されるが、健全な意思疎通が毀損されないようにするため、処罰対象から除外
- ・ 第三者を通じて公職者等が遂行する職務に対して不正請託することを厳しく禁止し、違反時には過料で制裁
- ・ 公職者等が不正請託を受け、それに従って職務を遂行すると、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金を賦課

3) 不正請託申告及び処理手続き



- ・ (公職者等) 不正請託を受けた場合、拒絶の意思を明確に表示するようにし、繰り返される場合は所属機関長に申告
 - ・ (所属機関長) 申告内容を確認して捜査の必要性がある場合は捜査機関に知らせる。不正請託に関する主要内容・措置事項等を記録・管理し、必要な場合は主要内容等を所属機関のホームページ等に掲載
 - ・ (措置事項) 所属機関長は不正請託を受けた公職者等に対して職務参与の一時停止、職務代理者の指定、転補等の措置を施行
 - 不正請託にもかかわらず、公職者等を代替するのが難しい場合等には、当該業務を継続して処理
- ※ 職務を継続して遂行できる事由(第7条第5項)
- 公職者等を代替するのが極めて難しい場合
 - 職務遂行に及ぼす影響が大きくない場合
 - 職務遂行の必要性がより大きい場合は職務遂行が可能

III 金品等の授受禁止

1. 公職者等の金品等の授受禁止(第8条、第9条)

1) 授受禁止の金品等及び処罰水準

- ・ 公職者等が同一人から職務に関連しているかどうか及び名目に関係なく、1回100万円、会計年度ごとに300万円を超過する金品を授受する場合、刑事処罰

- 100万円以下の金品授受に対しては職務に関連する金品授受時に過料を賦課
- ・ 円滑な職務遂行や社会常規に反しない金品等は例外

例外的に許容される金品等(第8条第3項)

1. 公共機関所属の公職者等や派遣公職者等に支払ったり、上級公職者等が慰労・激励・褒賞等の目的で下級公職者等に提供する金品等
2. 円滑な職務遂行、社交・儀礼又は祝儀や香典の目的で提供される飲食物・慶弔費・贈り物等で、大統領令で定める価額の範囲内の金品等
3. 私的取引(贈与は除く)による債務の履行等、正当な権原によって提供される金品等
4. 公職者等の親族(「民法」第777条による親族を言う)が提供する金品等
5. 公職者等に関連する職員互助会・同好会・同窓会・郷友の会・親睦会・宗教団体・社会団体等が定める基準に従って構成員に提供する金品等その所属構成員等の公職者等と特別に長期的・持続的な親交関係を結んでいる者が、疾病・災難等で厳しい立場に置かれている公職者等に提供する金品等
6. 公職者等の職務に関連する公式な行事で、主催者が参席者に通常の範囲で一律的に提供する交通、宿泊、飲食物等の金品等
7. 不特定多数に配布するための記念品又は広報用品等や競演・推薦を通してもらう補償又は商品等
8. その他に他法令・基準、又は社会常規によって許容される金品等の例外的に許容される金品等(第8条第3項)

2) 公職者等の配偶者の金品等の授受禁止

- ・ 公職者等の配偶者は、公職者等の職務に関連して金品等の授受を禁止する。
※ 第8条(金品等の授受禁止)
④ 公職者等の配偶者は、公職者等の職務に関連して第1項又は第2項によって公職者等が受け取ることが禁止される金品等を受け取ったり要求したり提供してもらうことを約束したりしてはならない。
- ・ 配偶者が授受禁止となっている金品等をもたらす場合、公職者等がそれを知ったにもかかわらず届け出なかった場合には公職者等を制裁する。
※ 公職者等又は配偶者が金品等を返還・引き渡した場合や拒否意思を表示した場合を除く

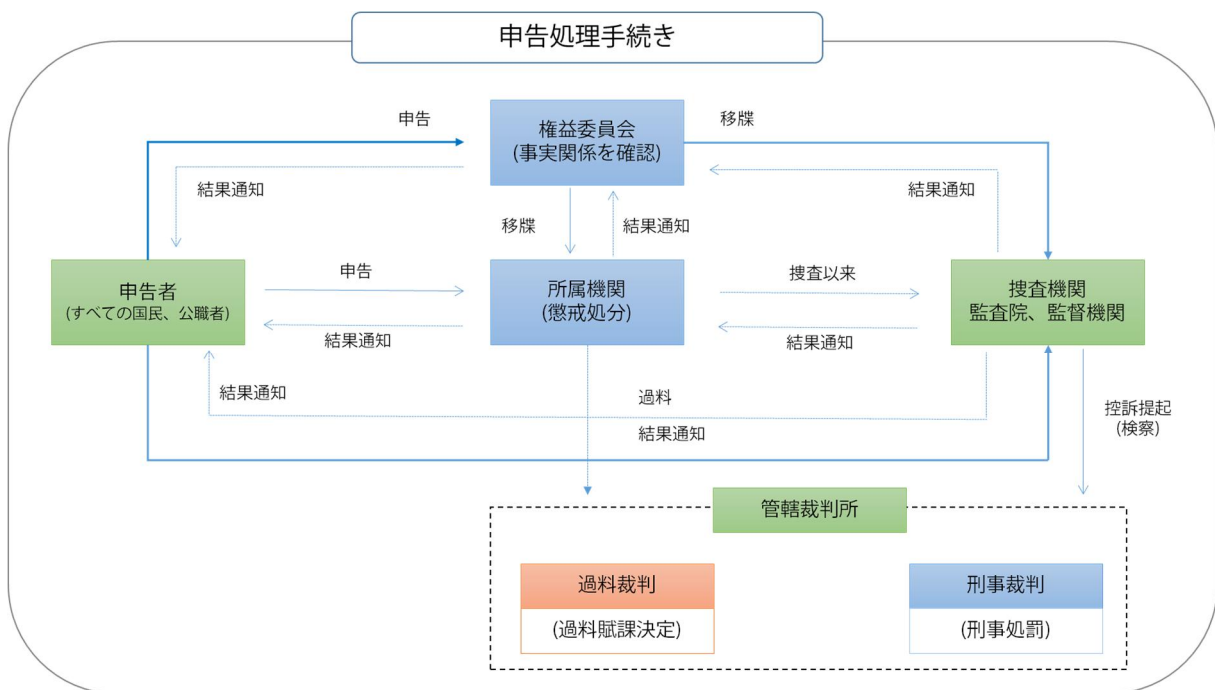
2. 職務関連の外部講義等の謝礼金授受の制限(第10条)

- ・ 公職者等が自らの職務に関連して要請を受けた外部講義の際には事前に届け出なければならず、大統領令で定める金額を超過する謝礼金の授受を禁止する。

- 大統領令で定める金額を超過する謝礼金を受けた場合、所属機関長に申告し、提供者に遅滞なく返還する。
- ・ 所属機関長は、公職者等の公正な職務遂行を妨げる恐れのある外部講義等を制限することができる。
- ・ 基準を超過した謝礼金を授受した場合は過料、事前申告義務を履行した場合は懲戒処分とする。

IV 違反行為の申告・処理及び申告者の保護・補償

1. 違反行為の申告受付・処理手続き



- ・ 誰でもこの法の違反行為に対して違反行為が発生した公共機関・監督機関、監査院、捜査機関又は国民権益委員会に申告できる。
- ・ 調査機関は、その申告内容に対して監査・捜査又は調査を行わなければならない、その調査結果によって控訴提起、懲戒処分等の必要措置を取り、その結果や措置事項等を申告者に通知する。

2. 申告者に対する保護・補償

- ・ 申告者に対する不利益処置を禁止し、原状回復措置、身分秘密保護、身辺保護、責任減免等の保護装置を設ける。

- それに併せて、申告によって公共機関に収入の増大をもたらした場合等には、補償金・褒賞金を支給する。

V 懲戒及び罰則

- 公職者のこの法律違反行為に対しては、懲戒を義務化し、刑罰・過料と懲戒は併科する。

類型	違反行為	制裁水準
不正 請託 禁止	• 公職者に直接不正請託をした利害当事者	制裁なし
	• 公職者に第三者を通して不正請託をした利害当事者	1千万ウォン以下の過料
	• 第三者のために公職者に不正請託をした者(公職者を除く)	2千万ウォン以下の過料
	• 第三者のために他の公職者に不正請託した公職者	3千万ウォン以下の過料
	• 不正請託によって職務を遂行した公職者	2年以下の懲役、 2千万ウォン以下の罰金
金品 授受 禁止	<1回1百万ウォン又は会計年度毎に3百万ウォン超過の金品等は刑事処罰> • 同一人から職務関連及び名目の如何を問わず、1回1百万ウォン又は会計年度ごとに3百万ウォンを超過する金品等を授受した公職者 * 配偶者が授受した金品等を申告しなかった公職者 * 金品等を公職者又は配偶者に提供した者	3年以下の懲役、 3千万ウォン以下の罰金
	<1百万ウォン以下の金品等の授受の過料賦課> • 職務に関連して対価性があったかどうかを問わず、1百万ウォン以下の金品等を授受した公職者 * 配偶者が授受した金品等を申告しなかった公職者 * 金品等を公職者又は配偶者に提供した者	授受金額の 2倍以上5倍以下 の過料
	• 基準を超過する講義謝礼金を授受した公職者	500万ウォン以下の過料

- 以上 -